

共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針

平成14年10月16日
京都メカニズム活用連絡会決定

平成14年7月22日地球温暖化対策推進本部幹事会決定「京都メカニズム活用のための体制整備について」に基づき、京都議定書に基づく共同実施（J I）及びクリーン開発メカニズム（C D M）に係る締約国としての事業の承認に関し、手続その他必要な事項を次のように定める。

1. J I及びC D Mに係る事業の申請

- (1) J I及びC D Mに係る事業（以下「プロジェクト」という。）の日本国外での実施、排出削減量等の獲得及び日本の国別登録簿上の口座への移転を目的として、当該プロジェクトについて日本政府の承認を得ようとする者は、別紙1の申請書様式に、別紙2の申請の手引きに従い必要な事項を記入し、かつ必要な書類を添付した上で、当該申請書を、別紙3の京都メカニズム活用連絡会（以下「連絡会」という。）構成省庁のいずれかの申請窓口提出するものとする。
- (2) 申請を受理した省庁は、速やかに、当該申請書の写しを全ての連絡会構成省庁へ送付する。
- (3) 連絡会において、プロジェクト支援担当省庁を決定する。決定されたプロジェクト支援担当省庁名は、(8)の政府承認レター交付時に申請者に通知する。
- (4) 申請書に希望するプロジェクト支援担当省庁名の記入がある場合には、当該意向を踏まえて決定する。ただし、各プロジェクトについては、関係省庁が複数にまたがる場合も想定されるため、連絡会構成省庁において、プロジェクト支援担当省庁等として追加的に参加等の意見がある際には、必要に応じて連絡会において調整を行う。
- (5) プロジェクト支援担当省庁は、申請書を、2.の承認基準に従い審査し、審査結果を連絡会に報告する。
- (6) C D Mに係るプロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金がO D Aの流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない旨の政府の確認を求めている場合においては、プロジェクト支援担当省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対し、それがO D Aか否かを確認した上で、O D Aである場合には、外務省に対し、当該公的資金がO D Aの流用でないか否かについて確認を求めることとし、その結果を連絡会に報告する。
- (7) 連絡会は、プロジェクト支援担当省庁の審査結果（(6)の場合は外務省も含む。）を踏まえ、プロジェクトの承認又は不承認を決定する。
- (8) プロジェクトが承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、別紙4の政府承認レターを交付する。

- (9) プロジェクトが不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する。
ただし、不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことを可能とする。
- (10) 承認は可能な限り迅速に行うこととし、今後、実際に行われる承認手続に要する期間等に鑑みて、標準処理期間を定める。

2 . 承認基準

承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う。
(指定運営組織及びCDM理事会等が行うような審査を行うものではない。)

- (1) プロジェクトの内容が、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反するものでないこと。
- (2) プロジェクト実施主体が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこと。

3 . J I 及びCDMに係る事業の報告

- (1) プロジェクト実施主体は、別紙5の事業報告の手引きに従い必要な事項を、プロジェクト支援担当省庁に対して報告する。
- (2) プロジェクト支援担当省庁が複数ある場合には、そのいずれかに報告すればよいこととし、報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する。

4 . 申請等の方法

本指針に基づく申請及び報告並びに政府承認レターの交付等については、申請者等の意向により、電子的な手続又は書面による手続をとることができる。

なお、電子的な手続が未整備のプロジェクト支援担当省庁においては、速やかに実施できるよう措置する。

5 . ホスト国政府及び関係国際機関等との連絡及び交渉等

- (1) プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府及び関係国際機関等による承認等及び排出削減量等の発行を側面支援する。
- (2) 外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国政府及び関係国際機関等との外交的手続及びホスト国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う。

(3) プロジェクト支援担当省庁は、(1) の観点から、プロジェクト実施主体に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる。

6 . その他

(1) 本指針に基づく日本国政府の承認を得るのみでは、国際的に J I 及び C D M として認められたものにはならず、別途、京都議定書及び関連国際合意に基づき、J I についてはホスト国政府の承認等 (場合によっては、第三者機関 (独立組織) の審査も含む。) を、C D M についてはホスト国政府の承認及び第三者機関 (指定運営組織) の審査を受ける必要がある。

(2) 本指針については、国際ルールの策定状況等を踏まえつつ、必要に応じて改定する。特に、新規植林又は再植林を内容とするプロジェクトの承認に関する指針については、これらの定義や方法等の国際ルールが定められてから (2 0 0 3 年開催の締約国会議第 9 回会合において決定予定) 策定する。

(3) 連絡会における報告、協議及び決定については、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、ファックス又は電子メールによる対応を可能とする。

別紙 1 申請書様式

共同実施／クリーン開発メカニズム事業承認申請書

年 月 日

大臣 殿

申請者

住所

名称

代表者の氏名

(署名又は押印)

電話番号

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条 1 (a) / 第 1 2 条 5 (a) に基づき、共同実施／クリーン開発メカニズムに係る締約国としての事業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

・プロジェクトの実施主体

A．国内のプロジェクト実施主体

1) 実施主体の名称 / 住所

(備考)

2) 担当者の氏名 / 役職 / 連絡先 (住所 / 電話番号 / F A X 番号 / E mail アドレス)

3) 実施主体の主たる事業活動の概要

B．プロジェクトを実施する国 (ホスト国) におけるプロジェクト実施主体

1) 実施主体の名称 / 住所

(備考)

2) 担当者の氏名 / 役職 / 連絡先 (住所 / 電話番号 / F A X 番号 / E mail アドレス)

3) 実施主体の主たる事業活動の概要

・プロジェクト情報

A．プロジェクトの説明

1) プロジェクトの名称

2) プロジェクトの対象地区の概要

3) プロジェクトの概要

4) プロジェクトの対象とする温室効果ガス

5) プロジェクトの実施スケジュール

6) ホスト国の持続可能な開発の達成の支援

7) プロジェクトの課題

B. ホスト国の承認の可能性に関する情報

C. 環境への影響

D. 資金源

1) 資金源

2) ODAの流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない旨の確認

公的資金の拠出主体の名称及び担当者の氏名/役職/連絡先(住所/電話番号/FAX番号/Emailアドレス)

E. その他特記事項

. プロジェクト効果の見込み

A. ベースラインの考え方及び排出量又は吸収量予測

B. プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測

・希望するプロジェクト支援担当省庁

別紙 2 申請の手引き

以下の各項目について日本語及び英語にて記入してください。

・プロジェクトの実施主体

以下の各項目について記入してください。

A．国内のプロジェクト実施主体

1) 実施主体の名称 / 住所

(注) 実施主体が複数の場合は、代表を当該欄に記入し、他の実施主体は同じ項目について備考欄に記入してください。

2) 担当者の氏名 / 役職 / 連絡先 (住所 / 電話番号 / F A X 番号 / E mail アドレス)

3) 実施主体の主たる事業活動の概要

B．プロジェクトを実施する国 (ホスト国) におけるプロジェクト実施主体

1) 実施主体の名称 / 住所

(注) 実施主体が複数の場合は、代表を当該欄に記入し、他の事業実施主体は同じ項目について備考欄に記入してください。

2) 担当者の氏名 / 役職 / 連絡先 (住所 / 電話番号 / F A X 番号 / E mail アドレス)

3) 実施主体の主たる事業活動の概要

・プロジェクト情報

以下の各項目について記入してください。

A．プロジェクトの説明

1) プロジェクトの名称

- ・事業内容を簡潔に表したプロジェクトの名称を記入してください。
- ・プロジェクトの名称は、プロジェクト設計書に記載する「Title of the project activity」と同一のものにしてください。

2) プロジェクトの対象地区の概要

- ・国名、プロジェクトサイトの住所、その他自然状況、社会・経済状況、政治状況等関連情報を記入してください。
- ・プロジェクト対象地区を地図により図示してください。

3) プロジェクトの概要

- ・プロジェクトの目的、内容、規模、温室効果ガスの削減又は吸収のための具体的措置を記入してください。
- ・小規模 C D M プロジェクトに該当する場合には、その旨の説明をしてください。

(注) 「小規模 C D M プロジェクト」とは以下の規模のものをいいます。

タイプ : 最大発電容量が 1.5 メガワット (又は同量相当分) までの再生可能エネルギープロジェクト

タイプ : エネルギーの供給又は需要サイドにおける年間の削減エネルギー消費量が 1.5 ギガワットアワー (又は同量相当分) までの省エネルギープロジェクト

タイプ : その他の人為的な排出量を削減するプロジェクトであって、排出量が二酸化炭素換算で年間 1.5 キロトン未満のもの

4) プロジェクトの対象とする温室効果ガス

- ・対象となるガスの種類を記入してください。

5) プロジェクトの実実施スケジュール

- ・フィージビリティスタディの実施時期、プロジェクトの着手 / 操業 / 終了の時期、プロジェクトのモニタリング期間、プロジェクトによる削減又は吸収効果

の発生する時期見込み、プロジェクトによる削減又は吸収効果の継続期間見込みについて簡潔に記入してください。

6) ホスト国の持続可能な開発の達成の支援

- ・ CDMは、ホスト国の持続可能な開発の達成を支援することも目的としています。これを踏まえ、当該プロジェクトがホスト国の持続可能な開発（経済面、環境面、社会面での発展）の達成を支援するものであることを簡潔に説明してください。

7) プロジェクトの課題

- ・ 当該プロジェクトの実施に当たっての課題について記入してください。
- ・ 上記課題の克服のため、プロジェクト支援担当省庁に期待する支援内容があれば併記してください。

B. ホスト国の承認の可能性に関する情報

- ・ JI又はCDMに係るプロジェクトとして認められるためには、我が国政府のほかホスト国政府が当該プロジェクトにつき事前に承認する必要があります。これを踏まえ、当該プロジェクトがJI又はCDMとしてホスト国政府が承認する可能性について、プロジェクト実施主体で検討が行われている場合は、その検討の状況を記入してください。
- ・ 既にホスト国より承認を受けている場合には、承認書（写）を添付してください。

C. 環境への影響

- ・ プロジェクト実施主体は、原則として、プロジェクト実施に伴う環境影響の分析又は評価を行い、第三者認証機関（指定運営組織等）等の有効化、適格性審査を受ける必要があります。これを踏まえ、当該プロジェクトの実施に伴う環境（生態系、大気、水質、土壌等）への負の影響の見通し及びそれへの対応策について簡潔に記入してください（小規模CDMを除く。）。

D. 資金源

1) 資金源

- ・ プロジェクトの全ての資金源及び出資又は融資する主体の名称を記入してください。

2) ODAの流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない旨の確認

- ・ CDMについては、プロジェクトの資金源に公的資金が含まれている場合には、当該公的資金がODAの流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない旨政府又は公的なODA実施機関により確認されていることが必要です。これを踏まえ、政府の確認を求める申請者にとっては、その旨並びに当該公的機関の拠出主体の名称及び連絡先を記入してください。

E. その他特記事項

- ・ その他プロジェクトに関し補足情報等がある場合は、こちらに記述してください。

プロジェクト効果の見込み

- ・ JI及びCDMに係るプロジェクトは、当該プロジェクトを実施しない場合の温室効果ガスの排出量又は吸収量予測（ベースライン）と比較して、温室効果ガスの追加的な削減又は吸収の効果があることが求められます。これを踏まえ、以下の項目について簡潔に記入してください。

- A . ベースラインの考え方及び排出量又は吸収量予測
- ・当該プロジェクトに係るベースラインの考え方及び排出量又は吸収量予測について記入してください。
- B . プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測
- ・ベースラインの排出量又は吸収量予測を踏まえ、当該プロジェクトを実施した場合の温室効果ガスの排出削減量又は吸収量予測について記入してください。
 - ・予測する際には、リーケージ（プロジェクト境界外での温室効果ガスの排出量の増減）も考慮してください（小規模CDMを除く。）。
- ・希望するプロジェクト支援担当省庁
- ・京都メカニズム連絡会構成省庁のうちから、支援を希望する省庁の名称を記入してください。ただし、特に希望がない場合は、空欄でも構いません。
- ・その他
- A . プロジェクト設計書
- ・ホスト国若しくは独立組織（JIの場合）又は指定運営組織（CDMの場合）に提出する予定のプロジェクト設計書（英文のみでも可。JIの場合であって、かつ、ホスト国に提出する場合には、プロジェクト設計書に準じるもので可。）を申請書に添付してください。
- B . 実施主体の財務状況
- ・国内のプロジェクト実施主体（複数ある場合にはその代表）の最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類を申請書に添付してください。
- C . 企業秘密
- ・申請者が本申請書の記載事項のうち、競争上の利益の確保の観点から非開示を求める部分があれば、当該部分にその旨記入してください。申請書の提出に際し、その記入がなかった場合には、申請書又はその記載内容が一般に公開されることがあります。

別紙 3 京都メカニズム活用連絡会構成省庁の申請窓口一覧

省庁名	申請窓口
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 住所 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話番号 03-5521-8330 FAX番号 03-3580-1382 Eメールアドレス kyotomecha@env.go.jp
経済産業省	産業技術環境局 環境政策課 住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話番号 03-3501-1679 FAX番号 03-3501-7697 Eメールアドレス kyomecha@meti.go.jp
外務省	国際社会協力部 気候変動枠組条約室 住所 〒105-8519 東京都港区芝公園2-11-1 電話番号 03-3580-3311(内 2362, 2359, 5517) FAX番号 03-6402-2538 Eメールアドレス siba12f-35@kokushabu.net
農林水産省	大臣官房 環境対策室 住所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-3502-6565 FAX番号 03-3508-4080 Eメールアドレス kyomecha@nm.maff.go.jp
国土交通省	総合政策局 環境・海洋課 住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8264 FAX番号 03-5253-1549 Eメールアドレス kyomecha@mlit.go.jp

別紙 4 政府承認レター様式（和文 / 英文）

承認番号	
共同実施 / クリーン開発メカニズム事業に関する政府承認について	
住 所 名 称 代表者の氏名	
上記の者の行う別添の事業について、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条 1 (a) / 第 1 2 条 5 (a) に基づき承認する。	

(指 針 1 . (6) に 該 当 す る 場 合)	
また、本事業に活用される日本国の公的資金は、ODA の流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない。	

日本国政府	
承認の年月日	年 月 日
上記プロジェクトについて支援を担当する。 大 臣 印	
(備考) 日本国においては、共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る締約国としての事業の承認の決定については、関係省庁から構成される「京都メカニズム活用連絡会」が行うこととしている。	

本レターには、上記の者が日本国政府に提出した申請書の抜粋を添付する。

別紙5 事業報告の手引き

承認後、以下の事項については、プロジェクト支援担当省庁（担当省庁が複数ある場合にはそのいずれか）に対し、関係書類を添えて報告をしてください。

- ・申請書記入事項に重大な変更があった場合
 - ・申請書記入事項について重大な変更（プロジェクト実施主体の名称の変更、プロジェクト実施主体の構成の変更、プロジェクトの名称の変更を伴うような内容の大幅変更、プロジェクトの実施国の変更等）があった場合には、変更部分を報告してください。
 - ・申請書記入事項の重大な変更の理由が、プロジェクト設計書の内容の変更に伴うものである場合には、当該変更されたプロジェクト設計書も報告の際に添付してください。
 - ・上記変更のため、先の承認が無効となり、再度承認申請をする必要が生じることがあります。

- ・プロジェクトを中止した場合
 - ・本承認後に、申請者がプロジェクトを中止した場合には、その旨報告してください。

- ・ホスト国による承認書
 - ・ホスト国により承認を受けた場合は、承認書（写）を提出してください。
 - ・ただし、本承認申請にホスト国の承認書（写）を添付している場合は、提出する必要はありません。

- ・第三者機関によるプロジェクト審査報告書
 - ・CDMの場合は、第三者機関（指定運営組織）によるプロジェクトの有効化審査に関する報告書を提出してください。
 - ・JIの場合は、原則として、ホスト国による審査のみで第三者機関の審査は不要ですが、ホスト国の状況によっては、CDMと同様、第三者機関（独立組織）の適格性審査を受ける必要がありますので、その際は、第三者機関によるプロジェクトの適格性審査に関する報告書を提出してください。

- ・プロジェクトがJI又はCDMとして認められた場合
 - ・CDM理事会により、本プロジェクトがCDMとして認められた場合には、その旨報告してください。
 - ・JIの場合、原則として、ホスト国による承認のみでJIとして認められますので、の承認書（写）を提出すれば足ります。ただし、第三者機関（独立組織）の適格性審査を受けた場合には、最終的に6条監督委員会によりJIとして認められた際に、その旨報告してください。

- ・排出削減量等が発行・移転された場合
 - ・ホスト国（JIの場合）又はCDM理事会（CDMの場合）より、排出削減単位（ERU）又は認証された排出削減量（CER）が発行され、プロジェクト実施主体に移転された場合には、当該ERU又はCERの識別番号、移転元・移転先の口座名等を報告してください。